

職員からの苦情の処理に関する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第10号

職員からの苦情の処理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員からの苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（以下「地公法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員及び地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）をいう。

(2) 苦情相談 勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。）をいう。

(3) 申出人 苦情相談を行った職員をいう。

(4) 任命権者 申出人の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有する者をいう。

(苦情相談)

第3条 職員（本人に限る。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づく採用に関する苦情相談

(事案の処理)

第4条 人事委員会は、申出人に対し助言等を行うほか、任命権者に対する指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、地公法第46条に基づく措置要求、地公法第49条の2第1項に基づく不服申立て又は地方公務員災害補償法第51条第1項の規定に基づく審査請求がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査)

第5条 人事委員会は、申出人、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成)

第6条 人事委員会は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を

作成しなければならない。

(専決処理)

第7条 苦情相談及び当該事案の処理は、人事委員会事務局調査課長において専決処理するものとする。ただし、特に重要又は異例と認められるものについては、この限りでない。

2 前項の規定に基づき専決処理した事項については、人事委員会に報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、職員が苦情相談を行ったこと、苦情相談に関する人事委員会が行う調査に協力したこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならず、また、これらに起因して不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(人事委員会及び各任命権者の協力)

第9条 人事委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務についての情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

2 任命権者は、人事委員会に対し、苦情相談に係る事務に関する協力をを行うものとする。

(秘密の保持)

第10条 すべて職員は、苦情相談の内容、事案の処理その他苦情相談に関する職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)